

病児・病後児保育事業

病児保育とは

病気の回復期に至らないが、入院治療を必要とせず、医師から病児保育が可能と診断されたお子さんをお預かりします。

※学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症により他児への感染の恐れがある場合はお預かりできません。

病後児保育とは

病気の回復期であるが、集団保育が困難であり、医師から病後児保育が可能と診断されたお子さんをお預かりします。

実施施設

施設名	所在地	電話番号	病児保育	病後児保育
大井川保育園	下江留 41	622-7420	○	○
焼津南保育園	焼津 5-13-14	629-0240	△	○
第三ゆりかご保育所	一色 722	623-1551	△	○

※医師の診察により、「病児保育として可」と記載された方は、大井川保育園以外の施設は利用できません。

定員

1 か所 2 人 (1 日)

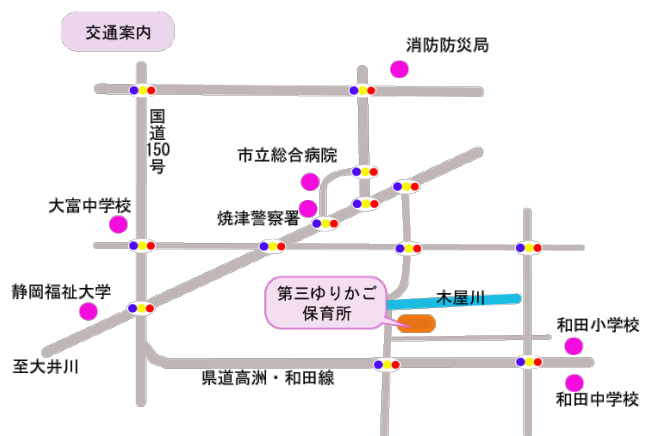
利用料

1 回 1,000 円 (別途給食及びおやつ代)

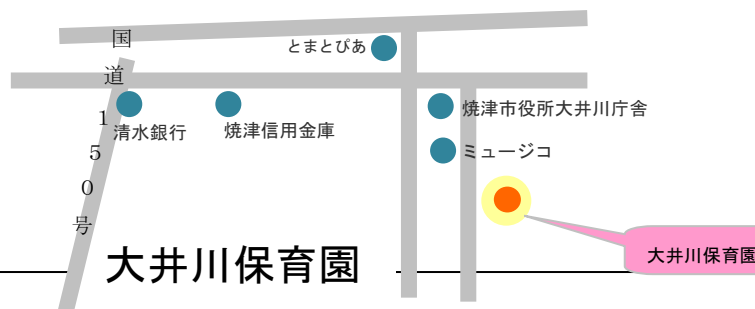
焼津南保育園



第三ゆりかご保育所



至 焼津地区



焼津市病児・病後児保育事業

実施施設：焼津南保育園・第三ゆりかご保育所・大井川保育園

この事業は、小学校3年生までの子育て家庭の子育てと就労の両立支援を図るため、病気の回復期に至らないお子さんや、ケガや病気の回復期にあるお子さんを一時的に専門施設においてお預かりする事業です。

1 対象となるお子さんは・・・

市内に住所を有する小学校3年生までの児童で次のいずれにも該当する場合

- ① 傷病の回復期に至らないが入院治療を必要とせず、症状が急変するおそれがない、又はケガや病気の回復期にあるお子さん
(いずれも医師の「利用連絡票」が必要)
- ② 保護者が勤務の都合上、又は傷病、冠婚葬祭等やむを得ない理由により、家庭における保育が困難なお子さん

2 事業を利用できるケガ、病気の状況とは・・・

次にかかせる傷病の状況により集団保育が困難なお子さんで、かつ医師により病児・病後児保育の利用が可能であると判断された場合

傷病の状況	病児保育	病後児保育
① 感冒、消化不良症（多症候性下痢）	○	○
② 麻疹、水痘、風疹等の伝染性疾患 (ご利用の際には、医師による証明書が必要です。)	×	○
③ ぜん息等の慢性疾患	○	○
④ 骨折等の外傷性疾患	○	○
⑤ その他①～④までに類する傷病	○	○

利用料

1回 1,000円(利用申し込み時に1,000円を支払ってください・別途給食代等)

開設日と時間

月曜日～金曜日(実施施設の開設日)

午前8時30分～午後5時30分まで

※ただし、実施時間については、施設の職員の配置などにより変更となる場合があります。

- 1 実施施設(焼津南保育園・第三ゆりかご保育所・大井川保育園)に電話をし、利用が可能か確認した上で、かかりつけの医師の診察を受け、病児保育または病後児保育を利用可能の証明(利用連絡票)をもらって下さい。(予約は先着順です)
- 2 再度、実施施設に電話をし、利用の予約をして下さい。
- 3 1施設につき、定員は、1日2人です。
- 4 1回の医師からの証明書(利用連絡票)は7日間有効です。ただし、病状の変化によってはこの限りではありません。(医師の「利用連絡票」の文書料は有料です)

～病児・病後児保育事業フローチャート～

(ピンク色の用紙)

事前に「利用登録申請書(1号様式)」を市保育・幼稚園課または通園中の保育園に提出する

病児保育を利用したい

病後児保育を利用したい

病児保育室(大井川保育園)へ連絡

病後児保育室(焼津南・第三ゆりかご・大井川)保育園へ連絡

- ・症状等を伝え、予約できるか相談し、病児・病後児保育室の指示を仰ぐ。(仮予約)
(なるべく前日までに、当日でも可)

かかりつけ医を受診

- ・病児または病後児保育が可能である旨を「焼津市病児・病後児保育利用連絡票(3号様式)」に記入してもらう。(病院により、「文書料」の金額は異なります)

病児保育室の予約

病後児保育室の予約

- ・再度、病児・病後児室へ連絡し、予約する。(前日または当日)

利用当日

送り 8:30～

- ・看護師、保育士により簡単な問診があります。
- ・申請書類、持ち物の確認を行います。利用料 1,000 円(別途給食及びおやつ代)を支払います。

「焼津市病児・病後児保育利用申請書(2号様式)」及び、必要に応じて「投薬依頼書」を提出してください。

→ 給食、おやつ等は病児・病後児保育室において病状に合わせて準備します。

当日の申込みの場合は、給食の準備ができないことがあります。

【ミルク、離乳食(初期・中期)、アレルギー除去食等は、保護者に用意していただきます】

→ 病状の悪化、頓服薬使用時は緊急連絡先へ連絡します。

お迎え 17:30

- ・午後 5 時 30 分までにお迎えに来てください。
- ・1 日の保育記録をお渡しいたします。

※ 時間については、施設職員の配置、保護者の勤務の都合により、変更することができます。
(預け入れの時間の確認や調整などは、各施設へ直接連絡し、行ってください。)

持ち物

【申請書類一式】

- ◇ 利用申込書（第2号様式） 保護者が記入
 - ◇ 利用連絡票（第3号様式） かかりつけ医が記入
 - ◇ 投薬依頼書（必要な場合） 保護者が記入
- ※未登録の場合は、登録申請書（第1号様式） 保護者が記入
（ピンク色の用紙）

【保育用持ち物】

- ① 夏期……午睡用バスタオル2枚
冬期……上掛けふとん、シーツ替りの毛布またはバスタオル1枚
- ② 着替え一式……2組くらい（服の上下、下着等）
- ③ パジャマ……1組
- ④ 汚れ物入れの袋（ビニール）
- ⑤ 手ふきタオル、コップ、おはし、スプーン（給食用）
- ⑥ 投薬が必要な時は、1回分だけを持参すること（「投薬依頼書」提出）
（水薬も1回分に分けて持参すること）
※オブラート、お菓ゼリー等の使用の場合、持参してください。
- ⑦ アレルギー児童の除去食については、対応ができない場合があります。
（その場合は、弁当を持参してください）

【乳児は以上のものに加えて下記のことを準備してください】

- ◆ おむつ（1日分）……汚物は持ち帰りになります。
- ◆ 食事用エプロン
- ◆ 離乳食（初期、中期）
- ◆ ミルク（1回ずつ飲む量に分けてください）
- ◆ 哺乳びん等（お子さんが水分補給できる入れもの）

